

建設工事等指名競争入札参加者の指名基準

令和6年4月1日適用

(趣旨)

第1条 この基準は、建設工事及び建設工事に係る委託業務の指名競争入札に参加する者（以下「指名業者」という。）を指名する場合の基準について、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第27条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この基準を適用する範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 予定価格が130万円を超える建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）であって、指名競争入札を行うもの。
- (2) 予定価格が50万円を超える建設工事に係る測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事に係る委託業務」という。）であって、指名競争入札を行うもの。

(指名業者数)

第3条 指名業者数は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 建設工事

- ア 請負対象金額が500万円未満の建設工事は、6業者とする。
- イ 請負対象金額が500万円以上1,000万円未満の建設工事は、8業者とする。
- ウ 請負対象金額が1,000万円以上3,000万円未満の建設工事は、10業者とする。
- エ 請負対象金額が3,000万円以上の建設工事は、12業者以上とする。

(2) 建設工事に係る委託業務

- ア 委託対象金額が1,000万円未満の委託業務は、6業者とする。
- イ 委託対象金額が1,000万円以上の委託業務は、8業者とする。

2 専門性が高い等の理由により、受注可能な業者数が限られる等やむを得ない場合には、前項に規定する指名業者数を下回っても差し支えない。

(指名業者の選定)

第4条 指名業者を指名しようとするときは、高知市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者（以下「有資格者」という。）の中から選定する。

2 建設工事における指名業者の選定は、原則として当該建設工事の請負対象金額に見合う別表1の発注標準額（以下「発注標準額」という。）に対応する等級の有資格者から行う。

3 前項の規定にかかわらず、工事場所の属する地域内に当該工事の施行能力を有する有資格者が少数である等、特別の理由がある場合は、入札における競争性を高めることを目的として、競争に参加する者の一部について、発注標準額に対応する等級以外の等級に属する有資格者を選定することができる。ただし、等級ごとに別表2に定める指名可能請負対象金額の範囲を超えて指名すること、及び年間平均完成工事高が請負対象金額に満たない下位等級の有資格者を選定することはできない。

- 4 前項の規定により指名業者を選定する場合において、発注標準額に対応する等級以外の等級の指名業者の数は、当該工事における指名業者総数の2分の1を超えることができない。
- 5 災害復旧事業において、災害時に緊急応急工事等に従事した有資格者を当該箇所における災害復旧工事について指名する場合、その他特に緊急を要する工事、舗装工事等特殊の技術を要する専門工事、第2項の有資格者の数が僅少である場合等、特別の理由のある工事は、前条及び前各項の規定にかかわらず、指名業者を選定することができる。この場合において、指名伺の別紙として理由書を作成し、選定理由を明確にするものとする。
- 6 市外に主たる営業所を有する有資格者の指名については、当該工事の技術的要件、施工実績等を考慮して選定する。
- 7 建設工事に係る委託業務における指名業者の選定は、本市が過去に発注した業務の履行状況、同種業務の実績、在籍技術者数、配置技術者の資格要件、指名選定しようとする時点において履行中の同種の業務の件数等を考慮のうえ行うものとする。
- 8 補償関係コンサルタント業務における指名業者の選定は、前項の規定に加え、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 委託対象金額が100万円以上300万円未満の委託業務における指名業者の選定は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録簿に登録（発注業務内容に応じた登録部門とする。）されている有資格者又は一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、補償業務管理士登録台帳に登録（発注業務内容に応じた登録部門とする。）されている者が在籍する有資格者の中から行うものとする。
 - (2) 委託対象金額が300万円以上の委託業務における指名業者の選定は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録簿に登録（発注業務内容に応じた登録部門とする。）されており、かつ、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、補償業務管理士登録台帳に登録（発注業務内容に応じた登録部門とする。）されている者が在籍する有資格者の中から行うものとする。

（指名業者選定の際の考慮事項）

第5条 指名業者を選定するに当たっては、次に掲げる事項を十分に考慮する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11において準用する同令第167条の4の規定に該当の有無
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止の有無
- (3) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）による指名停止の有無
- (4) 不正又は不誠実な行為の有無
- (5) 経営状況
- (6) 工事成績又は業務成績
- (7) 指名回数
- (8) 当該工事に関する地理的条件
- (9) 手持ち工事の状況
- (10) 工事施工又は業務履行についての技術者の状況
- (11) 当該工事又は業務についての技術的特性

- (12) 安全管理の状況
- (13) 労働福祉の状況
- (14) 公租公課の滞納状況
- (15) 人材育成の取組状況
- (16) 資本関係又は人的関係のある者

2 前項第4号から第16号までに掲げる事項の運用については、別に定める基準に留意して行うものとする。

(指名業者選定手続)

第6条 指名業者の選定は、契約課においてあらかじめ関係部署と調整し、一定金額以上のもの及び特に必要と認めるものは高知市契約等審議会に諮るなど所定の手続を経て決定する。

(秘密の保持)

第7条 指名業者の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう、秘密の保持に特に注意しなければならない。

別表 1

工 種	等級	発 注 標 準 額
土木・建築 一式工事	A	8,000 万円以上
	B	3,000 万円以上 8,000 万円未満
	C	1,000 万円以上 3,000 万円未満
	D	1,000 万円未満
電気・管工事	A	3,000 万円以上
	B	1,500 万円以上 3,000 万円未満
	C	500 万円以上 1,500 万円未満
	D	500 万円未満
その他の 専門工事	A	2,000 万円以上
	B	1,000 万円以上 2,000 万円未満
	C	500 万円以上 1,000 万円未満
	D	500 万円未満

別表 2

工 種	等級	指名可能請負対象金額
土木・建築 一式工事	A	制限なし
	B	1 億円未満
	C	5,000 万円未満
	D	2,000 万円未満
電気・管工事	A	制限なし
	B	5,000 万円未満
	C	2,500 万円未満
	D	1,000 万円未満
その他の 専門工事	A	制限なし
	B	3,000 万円未満
	C	2,000 万円未満
	D	1,000 万円未満

指名基準の運用基準

指名基準の留意事項													
項目	摘要												
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないものとする。</p> <p>(1) 高知市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止又は指名回避期間中であること。</p> <p>(2) 高知市と締結した工事請負契約又は業務委託契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから受注者として不相当であると認められること。</p> <p>ア 当該契約に基づく工事関係者に関する措置要求又は管理技術者等に対する措置請求に受注者が従わない等、契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払い遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局等から、市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等、明らかに受注者として不相当であると認められること。</p> <p>(4) その他関係行政機関に対する法令違反等、受注者として不相当であると認められること。</p>												
2 経営状況	<p>銀行取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は、指名しないものとする。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>												
3 成績	<p>(1) 高知市工事成績評定実施要綱に基づく工事成績評定点によって、次のとおり取り扱う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評定点</th> <th>指名における取り扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>63点未満</td> <td>指名しない</td> </tr> <tr> <td>75点以上</td> <td>指名回数、手持ち状況等に関わらず指名することができる</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 高知市土木・建築設計等委託業務評定要綱に基づく業務評定点によって、次のとおり取り扱う。</p> <p>ア 高知市土木設計等委託業務評定要領によるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評定点</th> <th>指名における取り扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58点未満</td> <td>指名しない</td> </tr> <tr> <td>70点以上</td> <td>指名回数、手持ち状況等に関わらず指名することができる</td> </tr> </tbody> </table>	評定点	指名における取り扱い	63点未満	指名しない	75点以上	指名回数、手持ち状況等に関わらず指名することができる	評定点	指名における取り扱い	58点未満	指名しない	70点以上	指名回数、手持ち状況等に関わらず指名することができる
評定点	指名における取り扱い												
63点未満	指名しない												
75点以上	指名回数、手持ち状況等に関わらず指名することができる												
評定点	指名における取り扱い												
58点未満	指名しない												
70点以上	指名回数、手持ち状況等に関わらず指名することができる												

イ 高知市建築設計等委託業務評定要領によるもの

評定点	指名における取り扱い
63点未満	指名しない
75点以上	指名回数, 手持ち状況等に関わらず指名することができる

(3) 前2号の取り扱いについては、指名選定しようとする年度の前年度の評定点の平均と前々年度の評定点の平均が、いずれも各表記載の評定点となる場合に適用するものとする。なお、評定点の平均は、指名選定しようとする同一工種の工事又は同種の業務において行うものとする。

4 指名回数

当該年度の指名回数及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないよう配慮する。ただし、前項による指名の取り扱いを受ける有資格者及び優良建設工事施工者表彰受賞者並びに第10項の労働福祉の状況及び第12項の人材育成の取組状況が特に優良と認められる有資格者は、この限りでない。

5 当該工事に関する地理的条件

営業所の所在地及び当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案する。

6 手持ち工事の状況

工事の手持ち状況（契約課発注工事の手持ち工事件数が同一工種3件以内であること。）及び平均完成工事高からみて当該工事を施工する能力を有するかどうかを総合的に勘案する。

7 工事施工又は業務履行についての技術者の状況

以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案する。
 (1) 工事又は業務種別に応じ、当該工事又は業務を実施するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。
 (2) 過去の受注工事又は業務への技術者の配置状況から見て、当該工事又は業務を確実に実施できる体制であること。

8 当該工事又は業務についての技術的特性

以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案する。
 (1) 当該工事又は業務と同種工事又は業務について相応の施工又は履行実績があること。
 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。
 (3) 地形、地質的自然条件、周辺環境条件等の当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績を有すること。

9 安全管理の状況

(1) 高知市発注の工事において、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場

<p>10 労働福祉 の状況</p>	<p>合であって、明らかに受注者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(2) 安全管理の状況が、優良であるかどうかを総合的に勘案する。</p> <p>(1) 高知市発注の工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案する。</p> <p>(2) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分に尊重する。</p> <p>(3) 賃金・下請代金の不払い・支払遅延等について、関係行政機関等の情報から判断して、明らかに受注者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(4) 社会保険（医療保険・年金保険）及び労働保険（雇用保険・労災保険）に加入義務がある事業所にも関わらず加入していない場合又は事業所としては加入しているが、受注した工事又は業務に従事する自ら雇用する者を同保険に加入させていない状況が継続している場合であって、受注者として不相当であると認められるときは、指名しないことができる。</p>
<p>11 公租公課 の滞納状況</p>	<p>指名しようとする時点において納入期限の到来した国税，都道府県税，市町村税，社会保険料（医療保険料，年金保険料及び児童手当拠出金），労働保険料（雇用保険料，労災保険料）又は国民健康保険料並びに本市に対して支払い義務を負う賠償金，損害金，違約金又は返還金等（いずれも支払遅延利息を含む。）を関係行政機関等からの情報から滞納していると判断された場合は、指名しないものとする。</p>
<p>12 人材育成 の取組状況</p>	<p>建設関連の技術・技能を有する資格者を積極的に育成し表彰を受けている等、人材育成の取組状況が特に優良である場合は、これを十分に尊重する。</p>
<p>13 資本関係 又は人的 関係のある者</p>	<p>(1) 同一工事又は業務において、資本関係又は人的関係のある者を指名しないものとする。</p> <p>(2) 当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係のある者を指名しないものとする。</p>

※ この運用基準でいう「手持ち」とは、指名選定しようとする時点において履行中の工事又は業務をいう。